平成２２年（フ）第７９４号
東京都町田市玉川学園５丁目20番38号
債務者　石岡　秀元
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８７３号
東京都町田市高ケ坂542番地２ドミール佐藤102
債務者　財木　健二
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９０８号
東京都八王子市めじろ台３丁目20番地９
債務者　江口　保博
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１０号
東京都江東区東雲２丁目４番４―503号
債務者　齋藤　功一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９８０号
東京都昭島市緑町４丁目28番４号Ｓｕｎミヨシアキシマ102号
債務者　村越　惠子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５９号
静岡県磐田市福田766番地　テラスハウス百鬼Ⅲ―東
債務者　川口　英紀
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
静岡県浜松市中区幸２丁目52番20―306号サンコーポ幸、前住所静岡県浜松市南区若林町1628番地の１
債務者　岡部　敏雄
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
静岡県浜松市中区幸２丁目52番20―306号サンコーポ幸、前住所静岡県浜松市南区若林町1628番地の１
債務者　岡部　育子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
広島県福山市神辺町大字下竹田508番地３、旧住所広島県福山市南本庄５丁目５番22号
債務者　宗岡　慎司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２１０号
広島県福山市西深津町２丁目６番８号
債務者　清家　光之
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２２０７号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目2100―205
債務者　坂井　広人
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２２８号
東京都杉並区下高井戸２丁目15―13―101
債務者　森川　祥子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６７号
東京都足立区梅島２丁目25番３号渡辺コーポ202、住民票上の住所東京都荒川区西日暮里３丁目22番９号
債務者　佐藤　浩史
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８７号
東京都世田谷区船橋３丁目17番７―210号
債務者　今福　沙耶
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８９号
東京都江戸川区南小岩７丁目22番14号リベーロ平和１　203
債務者　福田　照子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部